大津市障害福祉サービス
利用の手引き
～地域生活編～

- ヘルパーを利用する
- 日中一時支援を利用する
- 短期入所を利用する
- グループホームを利用する
- 福祉サービス利用の Q&A
- 福祉サービス利用の流れ
- 相談支援事業所を利用する
- 受給者証の見方
- 福祉サービス利用者自己負担上限月額に関して
- 訪問看護の利用（障害福祉サービスではありません）

大津市障害者自立支援協議会のホームページにて大津市の各障害福祉サービス事業所（相談支援事業所、グループホーム、就労系通所事業所、放課後等デイサービス、日中一時支援事業所）の空き情報や支援内容等を公開しています。協力をしていただいている事業所のみの掲載で、全事業所掲載はしておりませんのでご注意ください
下記 URL または右の QR コードからサイトに入れます。
https://onl.bz/y4xHjcm

発行元：大津市立やまびこ総合支援センター内生活支援センター
問い合わせ：生活支援センター　℡077-527-0486、FAX077-527-0334

ヘルパーを利用する

１．ヘルパーは何をしてくれるの？

①トイレ・入浴・食事・更衣・見守りなど本人の身辺面でのお手伝い
②料理・洗濯・掃除など本人が生活する上で必要な家事のお手伝い
③病院や官公署への付き添い
④余暇や社会参加での外出の付き添い

２．ヘルパーを利用するための制度について

	《介護給付に基づく利用》	対象者
身体介護	入浴、排泄、食事、更衣、見守り等、日常生活における身体面の介助をします。	・成人：障害支援区分１以上 ・児童：身体障害手帳、療育手帳、精神保健手帳を持っている方・通院等介助には「身体介護あり」と「身体介護なし」とあります。一定の要件を満たす方は身体介護ありとなります。
家事援助	ご本人に必要な調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理等の家事のお手伝いをします。	
通院等介助 通院等乗降介助	ご本人の病院への定期的な通院や公的手続きや相談のため官公署を訪れる場合に、必要な乗降や付き添いの支援を行います。	
行動援護	知的や精神に重い障害があり、見守りが必要な人に対して安心して日常生活や外出ができるように支援します。	・障害支援区分 ３ 以上で行動上著しい困難があり、一定の要件を満たす方が対象です。行動援護を利用すると移動支援の個別支援は利用できません。
重度訪問介護	常時支援が必要な人の日常生活や外出の支援を総合的に支援します。	・障害支援区分４以上で、一定の要件を満たす方が対象です。重度訪問介護を利用すると移動支援の個別支援は利用できません。
同行援護	視覚障害等の人の外出に同行し、移動に必要な情報の提供や、必要な援助を行います。	・視覚障害により移動に著しい困難がある方。
	《地域生活支援事業に基づく利用》	対象者
移動支援	社会的不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時、日常生活の買い物等で利用できます。ただし、経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は対象としません。	・療育手帳、精神保健手帳を持っている方 ・両上及び下肢のいずれも障害があり、身体障害者手帳１級の方。 ・上肢及び下肢のいずれにも障害があって、下肢又は体幹が１級から３級の方

３．ヘルパーを利用するにあたって・・・

・ 利用料金は種類や時間帯によって変わってきます。
・ 利用者本人以外の同居している家族等の支援はできません。

通院等介助を利用する

１．どんな人が利用できるの？

（身体介護を伴わない場合）
【支援区分】区分 1 以上（児童はこれに相当する支援の度合）
（身体介護を伴う場合）
【支援区分】区分 2 以上（児童はこれに相当する支援の度合）
【他の要件】
障害支援区分認定調査において下記のいずれかの状態に 1 つ以上認定されていること
歩行:「全面的な支援が必要」
移乗:「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
移動:「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
排尿:「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
排便:「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

２．どんな支援を受けられるの？

居宅から、病院へ通院するため、官公署や相談事業所へ公的手続や障害福祉サービス利用について相談するための移動介助を行います。

①病院等への通院…医療機関に通院する際の介助。院内の移動や排せつに介助が必要な場合は病院内の付き添いが認められることがあります。

②官公署等での手続き…公的手続及び相談のため、官公署（国、都道府県、市町村の機関や外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他準ずる施設）、指定相談支援事業所を訪れる場合の送迎の介助（選挙の投票の付き添いもできます。）

③障害福祉サービス事業所の見学…相談の結果、見学のため、紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合の送迎の介助（18 歳以上の方が対象です。）

行動援護を利用する

1．どんな人が利用できるの？

次の二項目に該当する方が利用できます。

①障害支援区分が区分3以上

②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）ある者。

＜行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票（行動関連項目）＞

調　査　項　目	0点			1点		2点	
1　コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者であればできる	会話以外の方法でできる	独自の方法でできる	できない
2　説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
3　大声・奇声を出す	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
4　異食行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
5　多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
6　不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
7　自らを傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
8　他人を傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
9　不適切な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
10 突発的な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
11 過食・反すう等	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
12 てんかん	年に1回以上			月1回以上		週1回以上	

2．どんな支援を受けられるの？

自分一人で行動することに著しい困難があり、常時介護を要する方のうち以下のいずれにも該当する方に対し、自傷、異食、徘徊などの危険等を回避するための援護を受けることができる障害福祉サービスです。

強度行動障害支援者養成研修を受けたヘルパーが、知的障害や精神障害に加え行動上著しい困難がある人をよく理解した上で、行動障害が発生する原因や適切な対応を検討し、その人が行動するときの危険を回避するための援助や外出時の移動の介護等を計画的に行います。

3．利用するにあたって・・・・

・行動援護の研修を受講した事業所しかサービス提供できません。大津市内では行動援護の対象者に対して行動援護に従事できるヘルパーの数が不足している状況であるため、大津市主催で現在研修を行っています。行動援護の対象者にもかかわらず、支援を提供できる事業所（ヘルパー）が見つからず、実質の利用ができない場合等においては、移動支援（個別支援）の利用を認める場合があります。

・行動援護が利用できる人は、移動支援の個別支援は利用できなくなります。

重度訪問介護を利用する

１．どんな人が利用できるの？

重度の肢体不自由または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者。具体的には障害支援区分４以上に該当し、次の（一）又は（二）のいずれかに該当する方です。

（一） 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者

（二） 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である者

具体的には筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィーなどの難病、脳性麻痺、脊髄損傷、重症心身障害、強度行動障害などの方が利用できます。

２．どんな支援を受けられるの？

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

重度訪問介護では日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含まれていて、入院中の病院等におけるコミュニケーション支援も可能になっています。

３．利用するにあたって・・・・

・重度訪問介護は長時間連続利用前提で厚生労働省が制度設計をしています。利用者に対して同じ日に同じ事業者が身体介護及び家事援助等の居宅介護を行うことはできません。重度訪問介護が利用できる人は、移動支援の個別支援は利用できなくなります。

同行援護を利用する

1. どんな人が利用できるの？

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方等であって、厚生労働省が作成した同行援護アセスメント調査票において、移動障害の欄に係る点数が 1 点以上であり、かつ移動障害以外の欄（「視力障害」、「視野障害」および「夜盲」）に係る点数のいずれかが 1 点以上である方

２．どんな支援を受けられるの？

外出時における移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含みます。）

外出時における移動時や外出先において必要な移動の援護

外出時における排泄・食事等の介護のほか外出する際に必要となる援助

移動支援について

・移動支援には3つのメニューがあります。利用する場合は大津市の障害福祉課に移動支援の申請書を提出します。

(1)個別支援

(原則 30 時間 ／月まで。長期休暇期間中など、一時的に60時間／月まで検討可能。ただし原則連続3ヶ月以内)

1名の障害者(児)に対して、1名のヘルパーによりマンツーマンで提供される支援です。外出の準備に伴う支援、移動中の付き添い、外出先で必要な支援、帰宅直後に必要となる支援を実施します。余暇での外出等で利用します。利用料金は、課税世帯は報酬単価の 1 割です。(1 時間利用して 410 円の利用料となります。) なお、非課税世帯及び生活保護世帯の利用料は無料です。

外出時は公共交通機関(電車や路線バス)または徒歩で支援を行います。一部の事業所では車を利用することが出来ますが、自己負担金が発生します。

(2)グループ支援

(5 回 ／月まで)

屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの同時参加の際に、複数名の障害者(児)に対して、その数を下回る人数のヘルパーにより提供される支援です。利用料金は、課税世帯は報酬単価の 1 割です。(1 時間利用して 150 円の利用料となります。) なお、非課税世帯及び生活保護世帯の利用料は無料です。

(3) 車両移送型支援

(原則 5 時間 ／月まで)

公共交通機関を利用して外出することが困難な障害者(児)に対して、 道路運送法に基づく許可を取得している事業所が、車両により送迎等を行う支援です。乗車等介助、目的までの移送支援、降車等介助を支援します。ショートステイの送迎等で利用します。利用料金は報酬単価の 1 割です。(1 時間利用して 260 円(目的地でヘルパーによる余暇や活動の支援を受ける場合は、190 円)＋事業所が設定するガソリン代等の利用料となります。)

・ 移動支援では、<u>自宅と通所施設との定期的な送迎の利用は認められていません</u>。但し、緊急時かつ不定期の利用は認められることがあります。学校から児童クラブまでの送迎は認められます。(但し、児童クラブから自宅までの送迎は原則認められていません。)

・習い事の送迎については対象を中学生以上に絞り、送迎のみ移動支援（個別支援、又は車両移送型支援）の利用を可能とします。

ヘルパーが運転する車を利用する場合

・ヘルパーが運転する車両で移動をする場合、運転中の時間は移動支援の個別支援や行動援護及び重度訪問介護などの障害福祉サービスは利用できません。①**「福祉有償輸送」**または②移動支援における**「車両移送型支援」**での対応となります。

目的地へ車両で移動中	外出先での付き添い及び身辺面の介助	自宅へ車両で移動中
福祉有償輸送 車両移送型支援	移動支援、通院等介助、 行動援護、重度訪問介護	福祉有償輸送 車両移送型支援

①福祉有償運送

・道路運送法に基づくサービスです。特定非営利活動法人（NPO 法人）、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのことです。料金は法人により異なります。福祉有償運送の料金は各事業所に確認してください。

②移動支援における車両移送型支援

・道路運送法に基づく許可を取得している事業所が、移動支援の車両移送型支援という制度にて車両により送迎等を行う支援です。乗車等介助、目的までの移送支援、降車等介助を支援します。10 分単位で月合計 300 分（5 時間）まで原則利用することができます。利用料は下記の通りで、非課税世帯の方でも利用者負担の減免はありません。また、別途事業所が定める所要額（例：ガソリン代、高速道路料金等の道路通行料、駐車料金、車両整備費、人件費など）が発生する場合があります。

送迎支援時間	単独型	併用型
10 分以内	70 円	40 円
10 分を超えて 20 分以内	120 円	70 円
20 分を超えて 30 分以内	170 円	100 円
以後 10 分を超えるごとに加算	30 円ずつ	30 円

※単独型…車両移送型支援のみを単独で実施する場合

※併用型…移動支援の個別支援、行動援護、重度訪問介護、通院等介助度を併せて利用する場合

日中一時支援を利用する

１．日中一時支援はどんな時に使えるの？

①障害者の介護をしている人の一時的な休息や就労支援のために利用できます

②作業所が終わった夕方にほっと一息する場としてや、休日の日中に余暇を楽しむ目的で仲間が集う場として利用できます。

２．日中一時支援は、どうしたら使えるの？

①大津市障害福祉課へ、日中一時支援事業の利用を申請します。

②大津市障害福祉課より、日中一時支援利用決定通知書が自宅へ届きます。

③大津市内の日中一時支援事業所と契約してください。

④利用者・家族から日中一時支援事業所へ申し込み、両者が合意した日に利用できます。

３．日中一時支援を利用するにあたって・・・

① 日中一時支援は対象者や開所日及び支援内容が事業所によって違います。利用に当たっては事業所に確認してください。

② 日中一時支援は地域生活支援事業（市町村主体の事業）であるため、受給者証に記入されていませんのでご注意ください。

③ 日中一時支援の利用の利用に当たっては、利用時間による利用料、送迎費、おやつ代がかかります。

＊日中一時支援利用料一覧表

利用者負担額	区分	４時間未満	４時間以上６時間未満	６時間以上
	利用料	４００円	５００円	６００円
	送迎料	５０円	５０円	５０円
	・対象者が生活保護世帯、非課税世帯の場合は無料。 ・利用に関しては大津市障害福祉課への申請が必要。			

○利用料の他におやつ代等が必要になる場合があります。

短期入所を利用する

１．短期入所はどんな時に使えるの？

①　家族が用事や体調不良で自宅で介護を受けられない時。

②　家族の介護負担を軽減させたい時。

③　将来の自立に向けて、自宅以外の場所で泊まる練習をしたい時。

２．短期入所はどんな支援が利用できるの？

短期入所では、本人が生活していく上で必要な介助を受けることができます。また、週末や祝日に利用する場合は日中の支援も行っています。

３．短期入所を利用するにあたって・・・

- 短期入所施設は原則送迎を実施していないので、家族または移動支援等を利用する必要があります。
- 利用申し込み方法は各施設によって違うので確認してください。希望を出すのが、前月では間に合わないこともあります。
- 利用に当たって、利用料と別に食費とシーツ代がかかります。食費に関しては低所得者の場合は１日 680 円の減免があります。

＊短期入所事業所リスト（**大津市内の知的障害・身体障害の方が主に利用している事業所のみを掲載しています。**）

事業所名	対象者	住所	連絡先
ステップ広場ガル	中学生以上の知的障害者	石山千町２７０―３	０７７－５３４－４８８９
むくの木	中学生以上の知的障害者	大津市杉浦町１０－３２	０７７－５３７－０６４６
伊香立の杜	中学生以上の知的障害者	大津市伊香立向在地町９７	０７７－５９８－８０６６
なかまホテル	18 歳以上の知的障害者	大津市大萱七丁目６番 43 号 びわこ共生モール	077-543-1111
ぽのハウス短期入所	18 歳以上の身体障害者	大津市月輪四丁目 17-17	077-548-7058
らぽーる秋葉台	18 歳以上の知的・精神障害者	大津市秋葉台 36 番 29 号	077-599-4549
びわこ学園医療福祉センター草津	重症心身障害児者	草津市笠山八丁目３－１１３	０７７－５６６－０７０１
びわこ学園医療福祉センター野洲	重症心身障害児者	野洲市北桜９７８－２	０７７－５８７－１１４４
県立近江学園	知的障害児	湖南市東寺四丁目１－１	０７４８－７７－２８１１
湖南ホームタウン	18 歳以上の身体障害者	守山市守山町１６８－１	０７７－５１４－１６８５
清湖園	18 歳以上の身体障害者	高島市今津町南新保８７－１４	０７４０－２２－３４９０

グループホームを利用する

１．グループホームとは？

・ グループホームは障害のある人が地域のアパート、マンション、一戸建て等で共同生活する居住の場です。

・ 一つの住居に障害のある人が生活しています。自立のために家族と離れて生活をしたいとき、１人暮らしを目指しての練習を行う時等に利用できます。

２．グループホームはどんなところ？

・ ホームは居住している人たちはそれぞれの障害の状況に応じて必要な支援を受けることができます。法律的には「共同生活援助」と言います。

・ グループホームは入居者の自立生活のため、家事や金銭管理などの支援を提供します。また、必要な人には排泄や入浴などの身辺介助の支援を提供します。

３．グループホーム、どうやったら使えるの？

①大津市内のホームの利用を希望する場合、一度相談支援事業所にご相談ください。ホーム利用に関する希望の聞き取りをさせていただきます。

②入居が可能なホームがあった場合は相談支援事業所から連絡いたします。

③ホームの利用にあたっては、事前に体験入居を行う場合があります。

④体験入居の結果、利用者が利用を希望し、かつ事業所側も受け入れ可能と判断した場合は契約して正式入居となります。

４．グループホームを利用するのに、どれくらいお金が必要なの？

・ 各ホームによって支払う利用料は違いますが、家賃・食費（朝食と夕食分）・光熱費・利用料等で毎月約６万円～９万円必要となります。また、市民税非課税世帯の方は家賃分として行政より１万円の補助が出ます。

・ ホームの利用料と別にお小遣いや昼食代が必要となります。

・ ホームに入居するにあたって、自費で購入しないといけないものがあります。布団、自室のテレビ等の家電、衣類等を整理するタンス等を用意する必要があります。

５．グループホームを利用するのに、どれくらいお金が必要なの？

①ホーム内でどう暮らすか？利用料やルール等の確認、日常生活で必要な支援の確認（どこまでホーム側でするか）、自分の部屋どう作るか。

②日中通う先とどう連携を取るか？通所する方法をどうするか？

③週末はどう過ごすか？ヘルプを利用するのか？ホームで過ごすのか？自宅帰省をするのか？

④病院の定期受診をどうするか？緊急時はどうするか？

⑤金銭管理をどうするか？家族とホームの役割分担。家族が難しくなった時にどうするか？成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を利用するかどうか？

福祉サービス利用Q&A

１．緊急時に支援が必要になった時はどうしたらいいの？

・ご家族の急な体調不良や怪我、親族の葬祭、本人の生活状況の悪化により急に介護が必要な状態になった時は相談支援事業所または普段利用しているサービス提供事業所に一度ご連絡ください。

緊急時はまずは普段利用している事業所に対応できるか調整を行います。もし、普段利用している事業所で対応できない場合は、大津市の夜間一時保護に登録をされている場足は大津市立やまびこ総合支援センター内ひまわりはうすの緊急時支援での対応、又は利用できる新しい事業所を探して紹介をさせていただきます。

なお、緊急でサービスを利用して、支給量を超えた場合は、限定での変更申請を行います。

２．入院中にヘルプの付き添いは利用できますか？

・入院中の病院内でのヘルパーの付き添いは重度訪問介護を利用している区分6の方は意思疎通支援という形で入ることができます。

また、入院時意思疎通支援派遣事業という制度があり、発語困難等により医師又は看護師等との意思疎通が十分に図れない場合に、障害者等との意思疎通に熟達したヘルパーを意思疎通支援員として派遣することが可能です。対象者は大津市内に在住する、発語困難等により意思表示が困難な障害者で本人に替わり意思疎通を行う家族がいない、重度訪問介護もしくは行動援護の対象者またはこれに準ずると市長が認めたものです。

上記制度の対象外の方は私的契約でのヘルプ利用という形になります。

３．自宅浴槽で入浴が難しくなった時にどのような支援を利用できますか？

①訪問入浴

・移動入浴車などにより浴槽を持ち込んで入浴介助を行います。サービス提供時における標準的な支援者の構成は 3 人で、ヘルパーのみで構成される場合と、 看護師 1 人、ヘルパー2 人で構成される場合があります。週 3 回まで利用できます。

②施設入浴支援

・生活介護事業所等にある入浴設備にて入浴介助を行います。

①または②の利用を希望する場合は、障害福祉課及び相談支援事業所までご相談ください。

福祉サービスを利用するための流れ

1．相談支援事業所へ相談する。

2．認定調査（18 歳未満の方は必要ありません。）

①新規申請の場合は、障害支援区分を決めるために認定調査が必要になります。

②認定調査では、認定調査員が本人または本人のことをよく知っている支援者に心身の状況と支援の必要性をお聞きします。具体的には身体面、日常生活面、コミュニケーション面、医療面、家事の状況などをお聞きします。また調査にかかる時間は約 1 時間程度です。

③かかりつけの医師に医師意見書を書いてもらいます。なお、医師に意見書を書いてもらうのに費用はかかりません。

3．障害支援区分認定（18 歳未満の方は必要ありません。）

・ 障害支援区分が決まります。区分は非該当及び1から6まであります。区分は、どれだけ介助が必要かを表すためのものです。

・ 区分によって障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用できる種類に制限がある場合があります。（例えば生活介護施設は区分 3 以上でないと利用できません。）
なお、区分は障害年金や障害手帳の等級には影響しません。

・ 障害支援区分は有効期間があります。（原則 3 年ですが、障害の状況が変動しやすいと審査会で判断された場合は短くなることがあります。）有効期間が切れる前に再度認定調査が必要です。また、障害の状態が変わったときは有効期間内でも変更のために再認定を受けることができます。

4．サービス等利用計画またはセルフプランの作成

5．支給申請及び支給決定と受給者証の送付

①申請用紙、サービス等利用計画、受給者証（変更申請の場合）を障害福祉課に提出します。

②市が確認して、利用方法や支給量に問題がなければ、支給決定がされて、受給者証が自宅に届きます。

・移動支援及び日中一時支援の場合は申請しても受給者証に記載がされず、決定通知書が別に送られてきます。

・各サービスは支給決定期間が決められています。期間が切れる前に大津市に更新の手続きが必要です。

6. サービス提供事業所との契約

①サービスを提供している事業所の中から自分の希望にあった事業所を探します。自分で探すことが難しい場合は相談支援事業所にご相談ください。

②事業所が決まると、契約をします。契約の際は印鑑、受給者証、サービス等利用計画が必要となります。

・移動支援及び日中一時支援の契約をする場合は大津市から届いた決定通知書が必要となります。

・複数の事業所と契約することも可能です。

7. サービスの利用

①サービスを利用したい日時が決まりましたら、契約した事業所に依頼します。

・依頼方法や依頼期日については各事業所で確認してください。

②事業所から利用できるかどうかの返事があります。

③サービスを利用した後、各事業所が持っているサービス提供実績記録表に印鑑を押します。

・自分が利用した日時に間違いがないか確認してください。

④事業所からサービス利用の請求書が届いたら利用者自己負担金を支払います。

・利用者自己負担金は所得によって 1 ヶ月に支払う限度額が決まっています。その限度額を超えて利用した場合は、限度額以上は支払う必要はありません。

（但し、移動支援と日中一時支援は限度額がありません。）

8. サービスの利用状況の確認及び見直し（セルフプランの人を除く。）

①相談員が計画書を作成した場合は定期的に相談支援専門員がサービスの利用状況や感想をご本人様や利用している事業所にお聞きしモニタリング報告書を作成します。

②サービスの利用内容を変更する場合、また心身及び生活状況が大きく変わった時はサービス等利用計画の見直しの手続きを行います。

③受給者証の支給決定が切れる際はサービスの内容に変更がなくても更新のためのサービス等計画の作成を行います。

○障害福祉サービスを利用している方が介護保険の対象となった場合

・障害福祉サービスを利用されている方が、65 歳になると居宅介護（身体介護や家事援助等）や短期入所を利用している場合は介護保険が優先となります。そのため、介護保険の認定調査の手続きを行い、要支援や要介護の判定が出た場合は、介護保険サービスの利用に基本切り替える検討をする必要があります。障害福祉サービスを利用している場合は障害福祉課から 65 歳の誕生日を迎える 3 か月前に介護保険利用の案内が届くことがあります。その際は相談支援事業所にご相談ください。

・65 歳以前から利用していた通所施設や移動支援及び日中一時支援は継続して利用することが可能です。

相談支援事業を利用する

・大津市では障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう大きく分けて下記の２つの相談支援事業を実施しています。

①障害福祉サービス等を利用するための計画相談(指定特定相談支援事業所)

・平成２８年４月以降は相談支援事業所またはご自身で計画を作成(セルフプラン)して、申請書と一緒に障害福祉課に提出しないと、受給者証の申請や更新の手続きができない仕組みになっています。以前からサービスをご利用になっている方についても、更新時などにサービス等利用計画が必要となります。

・指定特定相談支援事業は障害福祉サービス等を利用する際の相談及び支給決定のために必要なサービス等利用計画の作成をさせていただきます。

・相談にあたり、相談支援事業所と契約をする必要があります。利用料はかかりません。

指定特定相談支援事業所では下記の相談に対応します。
・利用できる障害福祉サービスに関する情報提供
・「サービス利用等計画」の作成
・サービス利用に関わる関係機関とのやり取り
・サービス利用開始後のモニタリング

②地域で暮らすための一般的な相談(委託相談支援事業所)

・障害のある人の地域生活における様々な問題について、障害のある当事者、ご家族、他機関の支援者等からの相談に応じ、必要と思われる社会資源に関する情報提供や利用に向けた支援等を行うほか、社会生活力を高めるための個別支援や権利擁護のために必要な援助も行います。

　また、障害福祉サービス等の利用する場合にご自身で計画を作成する場合（セルフプランと言います)のお手伝いもさせていただきます。

・相談にあたり、契約等の必要はなく、利用料もかかりません。

・別の指定特定相談支援事業所で契約して計画を作成していましても、一般的な相談の対応はさせていただきます。

委託相談支援事業所で行う一般的な相談とは具体例としては下記の通りです。
・セルフプラン作成の相談
・障害理解や手帳の取得に関する相談
・家族関係や人間関係に関する相談
・障害基礎年金の取得の相談や権利擁護のための必要な援助
・不安解消に関する相談
・地域生活に必要なサービスや社会資源に関する情報提供と利用に向けた支援
・地域生活でのトラブルに関する相談及び関係機関の紹介と利用に向けた支援

指定特定相談支援・障害児相談支援事業所利用する場合

指定特定相談支援事業所を利用すると、契約を結んだ後に、サービス等利用計画を作成します。サービス利用のご希望をお聞きし、現在の状況をふまえて作る計画です。また、定期的に本人、ご家族と自宅で面談して聞き取りを行い、事業所にも様子の確認を行います。（モニタリングといいます。）

①サービス等利用計画の作成と障害福祉サービス利用の流れ

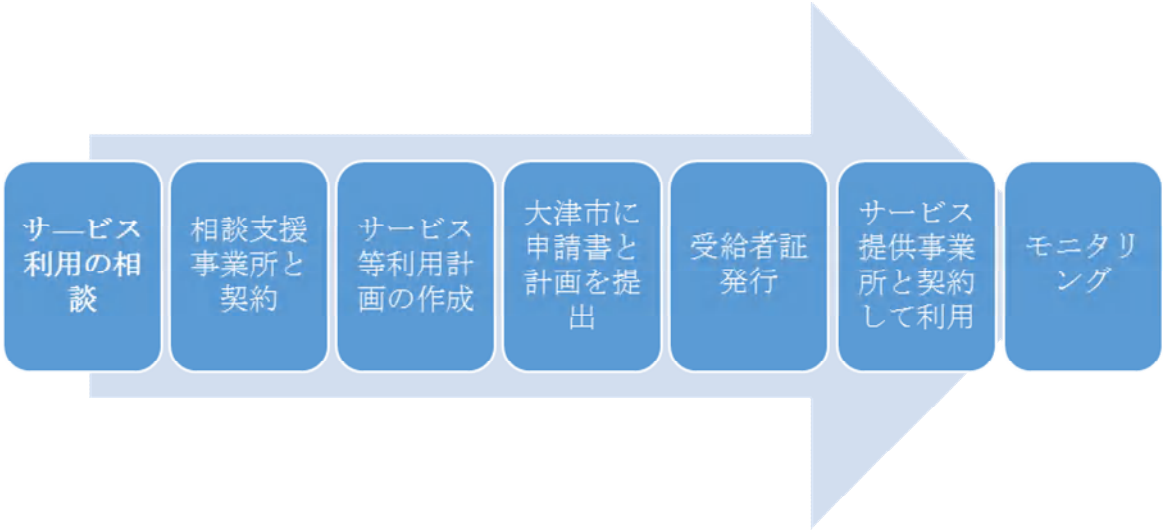

②受給者証の更新時の手続きの流れ

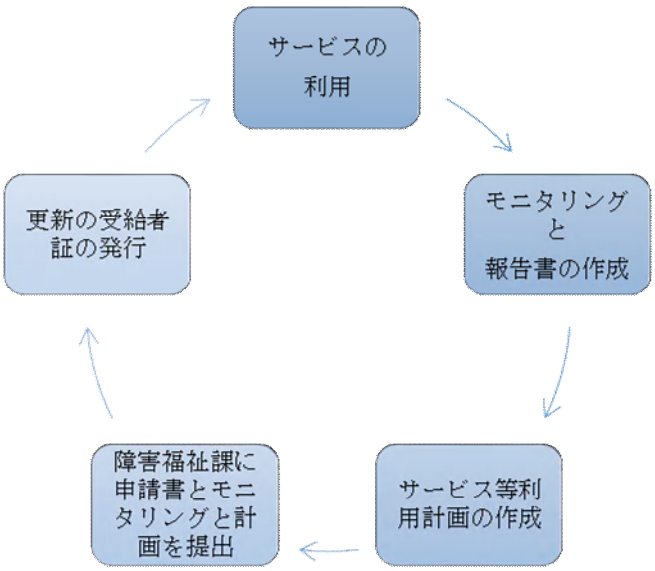

・障害福祉サービスの利用に関しては、定期的に更新の手続きが必要となります。
・更新の際にはモニタリングの報告書と計画を作成して、申請書と併せて大津市に提出する必要があります。

サービス等利用計画の作成について

セルフプランの場合

セルッププランはサービス等利用する場合に本人またはご家族等の支援者が計画を作成します。必要に応じて委託相談支援事業所が作成のお手伝いをします。セルフプランは所定の様式に現在の困り事や今後の目標を書きます。

なお、セルフプランはモニタリングや更新時の計画の提出はありません。

①サービス等利用計画の作成と障害福祉サービス利用の流れ

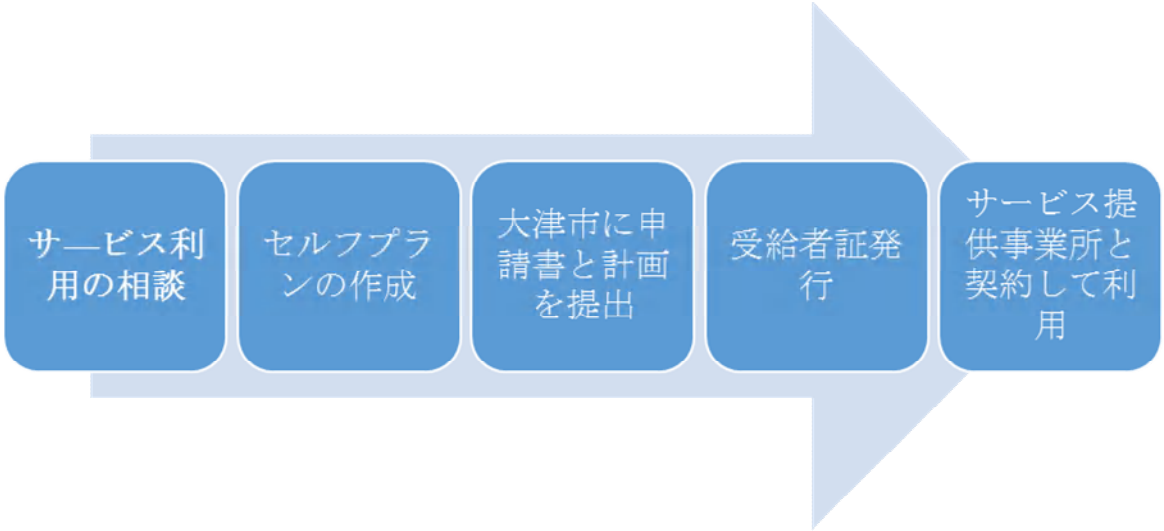

②受給者証の更新時の手続きの流れ

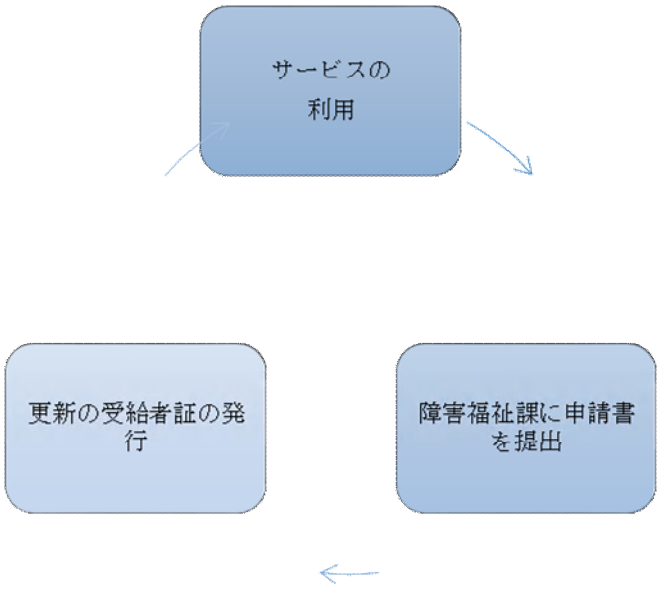

・障害福祉サービスの利用に関しては、定期的に更新の手続きが必要となります。
・更新の際には申請書のみ大津市に提出する必要があります。
・サービスの内容を変更する際はセルフプランの提出が必要となります。

受給者証の見方 その1

□ヘルパー及び短期入所を利用する時は緑色の障害福祉サービス受給者証が発行されます。

（一）

障害福祉サービス受給者証		
受給者証番号		123456789
支給決定障害者等	居住地	大津市馬場2丁目13－50
	フリガナ	ビワコタロウ
	氏名	琵琶湖太朗
	生年月日	昭和 52 年 7 月 7 日
障害児	フリガナ	ビワコハナコ
	氏名	琵琶湖花子
	生年月日	平成23年10月23日
障害種別		1　2　3　4　5
交付年月日		平成　年　月　日
支給市町村名及び印		252015 大津市福祉事務所長

受給者証番号がついています。

18 歳以上は本人の氏名、18 歳未満は保護者の氏名が記入されています。

18 歳未満（児童）の場合は本人の氏名が記入されます。

１は身体障害、2 は知的障害、３は精神障害、５は難病

（二）

介護給付費の支給決定内容	
障害程度区分	4
認定有効期間	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
サービス種別	居宅介護
支給量等	居宅における身体介護6時間/月（1回あたり上限6時間）
支給決定期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

支給決定されているサービスの種別と支給量が記載されています。ヘルプを利用する場合、１回あたりの利用時間の上限が記載されます。上限を超えて利用する場合は相談支援事業所に相談してください。

受給者証の見方 その2

（五）

相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
指定相談支援事業所名 やまびこ内 生活支援センター	
モニタリング期間 12月ごと（平成30年3月） ＊モニタリング実施予定月（平成30年3月）	
予備欄	

サービス等利用計画の作成をしている相談支援事業所名が記載されます。
また、相談員がモニタリングする月が記載されています。

（六）

利用者負担に関する事項		
利用者負担月額	4,600円	
適用期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
食事的提供体制加算対象者		非該当
軽減適用期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無		
利用者負担上限額管理事業所名		

受給者証に記載されているサービスの利用者負担の上限月額が記入されています。
但し、移動支援や日中一時支援の利用料は上限に含まれません。

短期入所等を利用された時に該当者は食事代の一部補助があります。

（七）

番号	訪問系サービス事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	生活支援センター	
	サービス内容	身体介護	事業者確認印
	契約支給量	月6時間　分	
	契約日	平成29年4月1日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成　年　月　日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

契約している事業所、サービス内容、契約している時間数を記入する欄です。

福祉サービス利用者自己負担上限月額に関して

原則として、福祉サービスを利用した場合は費用の一割が利用者の自己負担ですが、負担上限月額が設定されています。そのため、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。（但し移動支援と日中一時支援を除く。）
※負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の 1 割に相当する額の方が低い場合には、当該 1 割に相当する額を負担していただきます。

（例）自己負担上限月額 4,600 円の方が身体介護を利用した場合の自己負担金の計算方法
（身体介護の 1 時間の利用料が 400 円で計算）
① 身体介護を 1 ヶ月に８時間利用した場合
・400 円×8 時間＝3200 円　利用料が 4600 円以下なので 3200 円支払い。
② 身体介護を 1 ヶ月に 15 時間利用した場合　400 円×15 時間＝6000 円
・400 円×15 時間＝6000 円　利用料が 4600 円以上なので 4600 円支払い。

・18 歳以上の方（本人および配偶者の所得）

市民税課税世帯	年間収入 600 万以上	37,200 円
	年間収入 600 万以下	9,300 円
市民税非課税世帯	年間収入 300 万以下	0円
生活保護世帯		0 円

・18 歳未満の方（住民基本台帳上の世帯）

市民税課税世帯	年間収入８９０万円以上	37,200 円
	年間収入８９０万円以下	4,600 円
市民税非課税世帯	年間収入 300 万以下	0円
生活保護世帯		0 円

・障害福祉サービス費（生活介護や居宅介護や短期入所等）、障害児通所支援（放課後等デイサービス等）、補装具、介護保険の居宅サービス等の利用者負担の合算額が一定の額（37,200 円）を超える場合は、世帯の障害福祉サービスの利用者負担額の合計額と基準額との差額が払い戻しになります。

訪問看護は医療サービスで障害福祉サービスではありません。

訪問看護を利用する

１．訪問看護は誰が来てくれるの？どんな人が受けられるの？

訪問看護は、看護師もしくは保健師・助産師により提供されます。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が必要に応じて訪問しています。保健・医療現場での十分な看護の経験・知識をもった者が対応しています。

訪問看護を受けられる人は、病気・障害をもち、療養をしながらご家庭で生活されている方です。ご本人だけでなく、支えているご家族もサポートします。赤ちゃんからお年寄りまで、性別・国籍・宗教・地域等に関係なく実施されます。

２．訪問看護はどんなことをしてくれるの？

かかりつけ医師の指示のもとで、様々な看護を提供してくれます。

①毎日の健康管理　②日常生活の看護（清潔・食事・排泄・寝たきり予防等）　③リハビリテーション看護　④精神・心理的な看護（生活リズムの調整や服薬管理等）　⑤検査治療促進のための看護（病気への看護や療養生活の相談、医療機器の管理等）　⑥療養環境改善のアドバイス⑦介助者の相談　⑧在宅サービスの使い方相談　　等

療養生活に必要なケアを、日常生活に適した方法で提供してくれます。

３．訪問看護って、どうやったら使えるの？

医療保険の場合

- **お近くの訪問看護ステーションにご相談ください。**
  訪問看護ステーションから、かかりつけの医師と連絡をとり指示を受け、訪問看護サービスを提供します。
- **かかりつけの医師にご相談ください。**
  適切な訪問看護ステーション、もしくは病院等の訪問看護機関に指示が出て、訪問看護サービスを提供します。

その他、病院の医療相談室や保健所、地域の福祉関連窓口で相談してもらうと、訪問看護サービスの紹介が受けられます。

５．訪問看護を使うときに気をつけることは？

①　利用時間と利用回数

基本的に利用回数は、週 3 回まで、利用時間は、1 回 30 分から 90 分以内です。しかし、厚生労働大臣が定める疾病等や気管カニューレ等の特別な管理を必要とする方や病状の悪化等により特別訪問看護指示期間にある方は、週 4 日以上、かつ、1 日に 2～3 回の　難病等複数回訪問看護での利用ができます。

②　医療保険の自己負担は、かかった医療費の 1～3 割です。（年齢や所得によって違います）

＊福祉医療券などの軽減措置の利用ができます。